

学士課程における英語教育と「リメディアル教育」

著者	齊藤 伸
雑誌名	聖学院大学総合研究所Newsletter
巻	Vol.25
号	No.2
ページ	8-11
URL	http://doi.org/10.15052/00002847

Title	学士課程における英語教育と「リメディアル教育」
Author(s)	齊藤, 伸
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.25No.2, 2016.3 :8-11
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5645
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

学士課程における英語教育と「リメディアル教育」

齊藤 伸

はじめに：「リメディアル」とは

本研究ノートの目的は、学士課程教育における英語教育のあり方を、「リメディアル教育」との関連において再考し、それに続く研究の足がかりとすることである。リメディアル(remedial)とは「治療の」という意味の形容詞であるが、この用語を冠した日本リメディアル教育学会(The Japan Association for Developmental Education. 以下、JADEと略記する)が意図するものは、病気の治療などではなく一定の学力に達していない学生を対象とする補完的な教育である。そしてそれは、或る場合には正課授業内で効果的に行われるべきであるし、また他の場合には本学の「ラーニングセンター」のような、学修支援の場において行われている。ところがこの「リメディアル教育」という用語は、後に文部科学省の諮問機関である中央教育審議会(2008年答申)によって採用されることになるものとの間で隔たりが存在し、また恐らくはJADEの会員内部においても一つの明確な指針をもった規定として共有されているわけではない¹⁾。そのため本稿では、まずもってこの「リメディアル教育」という概念が多義的に解されているという現状を認めつつ、それを今日の学士課程における英語教育との関連において考察するをしたい。

学士課程における英語科目の水準

2015年2月に文科省が発表した2014年度の大学「設置計画履行状況調査」の結果において、複数の大学における教育内容が学士課程のそれにふさわしい水準ではないとして、「是正」が要求された。このことはマスコミによっても採りあげられ、問題とされたことは記憶に新しい²⁾。たとえば千葉県内の或る大学に対する所見では、次のように述べられている。「<英語I><基礎数学>など大学

教育水準とは見受けられない授業科目があることから、大学教育の質の担保の観点から、適切な内容に修正するか、または正規授業外でのリメディアル教育で補完すること」(下線による強調は筆者による)³⁾。また、福岡県内の医療系大学に対しては次のような記述も見られる。「リメディアル教育の授業科目を正規の授業として設定し履修者に対して単位を授与していることについて、授業科目の内容が大学の授業として単位を授与するにふさわしいものであるか検討し、必要であれば正課外の講義として実施するなど、教育課程を修正すること」⁴⁾。これらの文言からも明らかなように、文科省にとっての「リメディアル教育」は、正課授業外での「補習」として行われ、単位認定とは別のプロセスで考えられるべきものとされている。前者の大学の授業に関しては、それが英文読解の訓練としてbe動詞、一般動詞の過去形など、基礎文法の学習がシラバスに挙げられていることが問題視された。たしかに高等教育機関である大学において、中学校で学んだはずの初等英文法が主な内容とされ、それによってのみ単位認定が行われるのだとすれば、ここで指摘されているようにそれが「学士課程の教育水準」に到達しているとは言い難いだろう。また、この調査は最近4年間で新たに設置された新設学部・学科を対象にして行われたものであるが、こうした事態がそれらの新設学部・学科だけに留まるものではないことは明らかであろう。そこで本稿では、「リメディアル教育」は一般教養としての英語科目においてどのように位置付けるべきかを考察し、現代の学士課程教育としてのその在り方を模索するをしたい。

学士課程のカリキュラム設定

わが国における高等学校までのカリキュラムは学習指導要領によってその内容が定められているため、そこには常に外的な束縛がある。また、そ

の際に使用されるテキストが「検定教科書」である限り、そこでの学習内容は原則的に一定の水準に収束する。ところがそうした拠り所とすべき明確な指針をもたない大学教育では、各教員が独自の裁量をもって授業内容を決定しなければならないため、前提されるべき原則よりも、むしろ実際の履修者たちの習熟度本位の授業展開となりがちであることは必然であろう。その結果として、習熟度別クラスで展開されることの多い英語の授業においては、be動詞の適切な扱いから説明するという事態が生じることになる。たしかにこのような事態がすべての大学において等しく生じているわけではないとしても、それが或る小数に限られた大学にのみ妥当する彼岸的な問題ではないこともまた事実であろう。そうした少なからぬ大学にとっては、JADEが捉える意味においても、文科省が捉える意味においても「リメディアル教育」が不可欠なものとして要請されていることは疑うべくもない事実である。そこで次に、そもそも「リメディアル教育」とはいかなるものであるのかを、その原義に遡って考察してみたい。

「リメディアル教育」の原義

中教審による2008年の答申において、「リメディアル教育」という用語は初年次教育との関連で次のように用いられている。「大学においては、高等学校での履修状況に配慮した取組を多くの大学で行うようになってきている。とりわけ、近年では、補習教育（リメディアル教育）が広がりを見せつつあり、文部科学省の調査（2005年度）では、約3割の大学で補習授業が実施されている」⁵⁾。このように、中教審によるその定義は、正課授業の外で行われる「補習教育」を意味している。ところが2005年に設立されたJADEにとってのそれは、単なる「補習教育」を意味するものではなかったし、現在においてもそうあり続けている。JADEはその設立に際して、学会名をアメリカのNADE

(National Association for Developmental Education) を参考にしている。したがってここでは、JADEの名称に用いられているディベロップメンタル・エデュケーション (Developmental Education) が、まずもってNADEの定義に準じていると考えるべきだろう。そしてNADEのホームページに記されているその定義付けによると、「ディベロップメンタル・エデュケーションとは、すべての学生の知的、社会的、そして情緒的な成長および発達に焦点を合わせる包括的な過程である。ディベロップメンタル・エデュケーションは個別指導、個人的およびキャリア・カウンセリング、学術的助言や学修課題を含みはするが、それらに限定されるものではない」。そしてその目的の第一には、「すべての学生の必要、目的、能力に合った教育機会を促進すること」(拙訳)⁶⁾とされている。このような定義と照らし合わせると、「補習的な」課外学習に限定して用いている中教審の理解とは赴きが異なることが分かる。そしてJADE会員の谷川裕稔は「リメディアル教育」という概念を、「中等教育レベル以下の教育内容および教授法と位置づけ、その対象は(中等教育レベルの教育内容にて)入学前から大学院課程に至るという全学修年次を網羅するものとする」ことを提案している⁷⁾。このような理解は、大学での学びを一つの連続した課程として捉えるならば極めて妥当なものであり、「リメディアル教育」がそもそも「学生の必要・目的・能力に合った」ものであろうとするのであれば、それは必ずしも低い「水準」に留まり続けるものではない。すると、そうした一連の学びが単位認定科目の内に組み込まれる可能性は十分に考えられるし、また、或る場合には遡行的な学修内容が不可欠ともなるであろう。そこで本稿のおわりに、これらの定義付けとの関連において、一般教養としての英語科目の役割を確認したい。

おわりに：専門科目への橋渡しとしての英語科目

JADEは「大学での教育を成立させるためには、新入生に対する客観的な基礎学力の測定、そして学力が一定の水準に達しない場合のリメディアル教育が必要」⁸⁾ であるとしているが、既に述べたように、この「一定の水準」なるものをどこに設定するのかは各教員に委ねられているため、それがどれだけ「一定」であり得るのかは知る由もない。英語科目でいえば、be動詞の過去形を適切に用いる演習が「リメディアル的」であることは誰の目にも明らかであるとしても、それに続く過程がどこまで「リメディアル的」であり続けるのかは明確ではない。仮に現在の「大学入試センター試験」がその基準であると言うのであれば、恐らく学士課程の授業内においてはおしなべて英文法の解説が許されないことになるだろう⁹⁾。さしあたりそうした不毛な議論を始めるまでもなく、原則論で言えば大学において「リメディアル教育」の必要性がなくなることが望ましくはあるが¹⁰⁾、一般教養としての英語科目が「リメディアル的な」内容を含んでいるとしても、それによってただちに「一定の水準」を下回るものと断じる必然性もないであろう。むしろその授業内容の下限がどこに設定されているのかではなく、むしろそれがいかにして後に続く専門演習を中心とする専門科目群への橋渡しとなっているのが肝要である。近年、盛んにその有用性が認められているアクティブ・ラーニングも、それが深い学びとなるためには、それを可能とするための知識が前提されることが明らかになってきている¹¹⁾。この点にこそ、先に挙げた「包括的な過程」としての「リメディアル教育」が目指すべきものがある。わが国の「ユニバーサル化」¹²⁾ する大学においては、これからいっそう多様な背景をもつ学生を受け入れることにならざるを得ない。するとそうした現況においては、授業の「内」か「外」かという問題ではなく、むしろ

りいわば両者が有機的に連携した包括的な教育システムを構築する努力が大学の側に求められていると言えるのではないだろうか。

(さいとう・しん 聖学院大学基礎総合教育部ポスト・ドクター)

注

- 1) 「リメディアル教育」という用語をわが国で始めて用いたのは、谷川裕稔によると1995/1996年の荒井克彦・羽田貴史であり、そこでは「正規の大学の学習についていけない学生達の学力向上のための教育」とされている。谷川裕稔・長尾佳代子「再考：＜リメディアル教育＞概念」『リメディアル教育研究』第8巻第1号、2013年、43頁参照。
- 2) たとえば2015年2月19日付け日本経済新聞など。www.nikkei.com/article/DGXLASDG19H4F_Z10C15A2CR8000/
- 3) 文部科学省「設置計画履行状況等調査の結果等について」(平成26年度) 24頁。
- 4) 文部科学省「設置計画履行状況等調査の結果等について」(平成26年度) 71頁。
- 5) 中央教育審議会大学分科会「学士課程教育の構築に向けて」(審議のまとめ) 2008年3月25日。
- 6) NADE, 2015-2016, Facts. www.nade.net/site/documents/fact_sheet/2015_NADE_FactSheet_06-2015.pdf
- 7) 谷川裕稔「リメディアル教育と初年次教育の概念——枠組みに関する研究(中教審審申による定義の限界とその対案について)」『リメディアル教育研究』第8巻第1号、2013年、61頁。
- 8) 日本リメディアル教育学会「設立要旨」
- 9) 「大学入試センター試験」の目的は次のように設定されている。「大学に(短期大学を含む)入学を志願する者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の大学が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するもの」(下線による強調は筆者による)。独立行政法人大学入試センター：www.dnc.ac.jp/center/shiken_gaiyou/index.html
- 10) 『大学における学習支援への挑戦——リメディアル教育

の現状と課題』日本リメディアル教育学会監修、ナカニシヤ出版、2012年、172頁参照。

- 11) 『<深い学び>につながるアクティブラーニング』河合塾編著、東信堂、2013年、8-9頁参照。
- 12) アメリカの社会学者マーチン・トロウの提唱した同年齢人口比における進学率が50%を超えた状態を指す大学の「ユニバーサル段階」あるいは「大衆化」の問題は、近年多くの場で指摘されている。学生の多様性と「リメディアル教育」のあり方については、これも看過することのできない重要な課題であるため、他の機会に稿を改めて考察してみたい。『大衆化する大学——学生の多様化をどうみるか』広田・吉田・小林・上山・濱中編、岩波書店、2013年、2頁以下参照。